### (公社)広島県薬剤師会「医療・衛生材料備蓄センター」利用手順

### 【目的】

広島県内の保険薬局の在宅医療推進のため、(公社)広島県薬剤師会において、医療・衛生材料の分割販売を行う。

## 【備蓄する品目の選定】

医療・衛生材料供給体制検討委員会で選定した商品を備蓄する。

医療・衛生材料備蓄リスト及び販売価格は、広島県薬剤師会 会営二葉の里薬局ホームページ(以下、「ホームページ」という。)で公開する。

医療・衛生材料備蓄リストに表示していない商品については、随時検討する

#### 【受け渡し】

場 所 会営二葉の里薬局

所在地:広島市東区二葉の里三丁目2番1号

TEL: (082) 567-6077 FAX: (082) 567-6088

発注方法 商品を譲り受けようとする者は、「医療・衛生材料分割販売 注文書」をFAX送付し、電話で確認する。

対応時間 月曜日~金曜日:9:00~17:00 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)

# 受け取り 会営二葉の里薬局での受け取りが基本

- ・譲受人は、「医療・衛生材料分割販売 注文書」、必要書類、印鑑、及び代金等を持参する (別表を参照)。
- ・譲受人と譲渡人は、記載内容、持参物等を確認し、譲受人は「分割販売 譲受書」に署名・捺印する。
- ・代金の決済は、商品の受け取り時に、現金にて行う。
- ・譲渡人は、「分割販売 譲渡書 兼 領収書」及び、商品を譲渡する。

尚、送付希望の場合は、要相談(但し、送付は、保険薬局部会会員薬局のみとする)。

## 【販売価格】

保険薬局部会会員に対する販売価格は、ホームページで公開する。

保険薬局部会会員以外は、ホームページで公開する販売価格の1.5倍とする。

## 【返 品】

譲渡した商品の返品は、受け付けない。

# 別表. 会営二葉の里薬局における医療・衛生材料販売 分割販売依頼者別確認事項および対応方法

依頼者	医療・衛生材料の	確認事項及び販売手順	記録の必要性	
	分類		譲渡者	譲受者
保険薬局	高度管理医療機器	① 保険薬局カードを確認		
部会		② 処方箋の有無を確認		
会員		・あり→ 処方箋を確認 → 販売	<u>要</u>	要
		・なし→ 高度管理医療機器販売許可書を確認 → 販売	<u>要</u>	<u>要</u>
	管理医療機器	① 保険薬局カードを確認 → 販売	要	要
	その他	① 保険薬局カードを確認 → 販売	不要	不要
保険薬局	高度管理医療機器	① 薬局開設許可書(写し)にて、薬局開設許可番号を確認		
部会		② 保険薬局指定通知書(写し)にて保険薬局コードを確認		
非会員		③ 処方箋の有無を確認		
		・あり → 処方箋を確認→ 販売	<u>要</u>	要
		・なし → 高度管理医療機器販売許可書を確認→販売	<u>要</u>	<u>要</u>
	管理医療機器	① 薬局開設許可書(写し)にて、薬局開設許可番号を確認		
		② 保険薬局指定通知書(写し)にて保険薬局コードを確認 →	要	要
		販売		
	その他	① 薬局開設許可書(写し)にて、薬局開設許可番号を確認		
		② 保険薬局指定通知書(写し)にて保険薬局コードを確認 →	不要	不要
		販売		

※記録の必要性 要:法令上、記録が定められる事項

要:法令上の趣旨や通知から、記録が望ましいとされる事項

尚、当供給拠点は、地域の活動を支援するものであるため、薬局以外からの分割販売依頼があった場合には、 原則として、かかりつけ薬局を紹介する。

## 分割販売時に必要な法定表示および添付文書の付与について

法定表示については、商品に貼付する(貼付が困難な場合は、「分割販売 譲渡書 兼 領収書」に記載)。 添付文書がある商品は、添付文書を添付する。但し、譲受者は、最新の添付文書を確認する。